

# 修史部局における「府県史料」編纂事業の管理

佐藤 大悟

はじめに

本稿が対象とする「府県史料」とは、明治政府の修史部局<sup>(1)</sup>の指令を受け各府県で行われた「府県史」編纂事業の成果物の総称である。「府県史ハ廢藩置県以來土地ノ分合、民俗ノ趣舎ヨリ以テ官員設置、貫属禄制等」の記録について、「綱要ヲ挙ケ沿革ヲ詳ニシ、順次編輯以テ本史ノ考拠ニ備フヘシ」と、明治六（一八七三）年の「歴史課事務章程」において定義され、太政官の同時代史編纂事業の一つに位置付けられた<sup>(3)</sup>。編纂後に府県から修史部局へ提出された進達本は、現在国立公文書館に全二一六六冊、一道三府四一県分が所蔵される。戦後マイクロフィルム化<sup>(4)</sup>され、各地の図書館や大学でも利用が可能となり、平成二十七（二〇一五）年からは国立公文書館デジタルアーカイブで画像を閲覧できるように<sup>(5)</sup>なった。

こうして公開された「府県史料」は、明治前期の地方の実態を広く記録する史料群として自治体史等の地域史研究で重用されてきた。また、政府に提出した進達本と別に控本を所蔵する府県では、控本の所在調査や編纂過程に着目した研究も進展した。しかし、これらの研究はそれぞれ問題を抱えている。「府県史料」を典拠としてのみ用いる研究は、それが編纂された二次史料であることに必ずしも注意を払わない。その欠

を補う「府県史」編纂に関する研究の多くは、編纂を担当する府県側の視角にとどまり、かつ特定の一府県のみを対象とするため、編纂を管理する修史部局の業務が分析されることはなかった。数少ない例外として、太田富康氏はアーカイブズ学の観点から、先行研究を網羅した上で複数府県の史料を比較し、記録管理制度の整備とあわせて「府県史」の編纂方針が洗練される過程を検討した。とくに、「①政府の歴史編纂事業における位置付け、②求められた構成と内容、③史料収集から進達までの編纂作業過程、④収載史料の選別母体となった記録」といった課題に関する基礎的事実を広範に論証している。

以上に対し、本稿は太政官の修史部局にて作成された史料群「修史局・修史館史料」を用いて、「府県史」編纂事業の展開を、修史部局による編纂管理業務に着目して再考する。平成二十六（二〇一四）年度から東京大学史料編纂所で公開された「修史局・修史館史料」は、官庁・府県との往復や蔵書目録、編纂物稿本など一六二四点からなり、修史部局による「府県史」編纂の管理業務に関する簿冊を多数含む。

本稿が検討する課題の第一として、一では「修史局・修史館史料」中の関係史料の性格を踏まえ、伺・指令の往復や稿本の保存、進捗の督促といった修史部局による「府県史」編纂管理業務を明らかにする。

第二に、修史部局と府県との伺・指令の全体像を分析する。伺・指令

には控本等の関係史料が残存しない府県の分も確認できるため、全国的な「府県史」編纂過程の傾向を把握する一助となる。二(一)で数量的な趨勢に、二(二)(三)で内容面に着目し、府県と修史部局の伺・指令の往復を通じて「府県史」の編纂内容が洗練される過程を論じる。

第三に、修史部局による「府県史」編纂の管理の成否を扱う。三(二)では稿本進達の停滞とそれに対する督促、二(二)では明治十八年の府県における編纂停止後に修史館でなされた「府県史」編纂を考察する。

これらを通じて、各地の「府県史」編纂史の研究に寄与するだけでなく、「府県史料」を典拠とする研究が踏まえらるべき要点を提示したい。そしておわりに、「府県史」編纂の同時代的意義を提示する。

#### 一、修史部局における「府県史」編纂管理業務

##### (一)「府県史」編纂管理部局とその官員

修史部局の職制について、全般的にはマーガレット・メール氏<sup>(6)</sup>、「府県史」関係は太田富康氏が既に検討しており、記録管理制度について筆者も別稿で言及した<sup>(8)</sup>。それらを踏まえ、二(一)では「府県史」編纂管理業務を所管した部局とその官員を把握し、「府県史」の位置付けを整理する。

##### (二)では管理業務の内容を提示する。

明治五(一八七二)年十月四日、太政官記録局から派生して正院外史に設置された歴史課は、戊辰戦争終結を下限とする王政復古の記録「復古記」を筆頭とする同時代史編纂に着手し始めた。「府県史」編纂は前述の通り明治六(一八七三)年の「歴史課事務章程」にも明記され、同六月、八月の二度にわたり正院地誌課の「皇国地誌」編纂と併せて「歴史モ亦今日編輯不仕候テハ、地方ノ沿革藩県廢置等其事績遂ニ不可考様可相成ニ付、同様併セテ之ヲ管セシメ」<sup>(10)</sup>るため編纂を提起した。だが経費問題から計画は進展せず、翌明治七(一八七四)年十一月太政官達第

一四七号「歴史編輯例則」によって「府県史」の対象時期、事項、方法が定まり、府県における編纂が開始された。

歴史課において「府県史」編纂の管理業務を担当したのは、編纂業務に携わる編輯掛ではなく、記録管理業務に携わる幹事掛の下条元春、広瀬進<sup>(14)</sup>、受付掛の黒川秀波<sup>(15)</sup>といった官員である。記録局出身で歴史課設置当初より在籍した官員が「府県史」を担当し、二(二)で述べるような府県との文書往復を行った<sup>(16)</sup>。「府県史」編纂の発案者は政府要路の指示を含め史料上明らかではないが、あるいは「復古記」編纂を主唱した長松幹歴史課長やその下にいた彼らによると考えられる。

明治八(一八七五)年四月十四日、歴史課は修史局に改組された。修史局の編纂構想は、七月の「修史事宜」、九月の「修史局職制章程」と「編輯着手ノ方法」によって定められた。歴史課の時期と比べ同時代史よりも正史編纂の比重が増すが、正史の執筆を時期尚早とみる国学者らにより、網文と典拠からなる編年体編纂物「史料」作成が重視されていた<sup>(17)</sup>。いずれの規定にも「府県史」について明記はないが、「府県史」は維新以降の編年史の材料として「復古記」や「明治史要」を担当する第三課の管轄だったと指摘されている<sup>(18)</sup>。

しかし、修史局における「府県史」編纂の管理業務について確認すると、それらを担当したのは第三課ではなく、本局(総局)<sup>(19)</sup>に属した幹事であった。幹事と推定される人物に、歴史課から引き続き下条元春、黒川秀波、加えて八木佳平<sup>(20)</sup>がいた。

明治十(一八七七)年一月十九日に修史局が廃され、二十六日に修史館が設置された。「修史館分局及編輯着手ノ方法」では、「館中三局ヲ分置シ、第一局ハ総裁館長及ヒ幹事ニ員事務ヲ処分スルノ所トシ、書籍掛史員之ニ附屬ス、第二第三局ヲ編輯所」とし、第二局は維新以前を、第三局が「後一段ハ復古記及ヒ地誌提要ヲ卒業シ、己巳歳以後ノ史料ヲ

採集シテ復古記ニ接シ、将来逐年ニ之ヲ続成シ遂ニ其編年史ヲ作り、且明治史要、府県史、地誌ヲ編纂シ、兼テ地図ヲ製スヘシ」と定められ、第三局甲科が維新以降を、乙科が地誌を担当した。

修史館において「府県史」編纂の管理業務は、十年一月「修史館職制」で第一局掌記・幹事兼務とされた下条元春<sup>22</sup>、八木佳平、平尾旨延<sup>23</sup>が担当した。同十一月「修史館職制」改定により幹事が廃止された後も、第一局掌記の彼らが担当した。明治十二（一八七九）年一月七日「第一局掌記事務取扱規則」により、第一局掌記の甲が「府県史往復及ヒ稿本ヲ整理シ保存スルコト」と定められた。また往復文書の書式も改正され、各局に関係する案件は掌記が起案し、主務局の編修官の調印を経て監事に伺い施行するよう規定された。これに関して「府県史」に関する何への指令案をみると、第一局掌記の下条・平尾が起案者、監事の欄に長松幹（第三局甲科統括、監事代理か）、編修官の欄に第三局甲科の一等編修官巖谷修の印がある。先述のように「府県史」は対象とする時代からいえば職制上第三局甲科の管轄にあたるが、同時にその管理業務は第一局が担当したと考えられる。ただし同十二月一日「第一局掌記事務取扱手続書案」により第一局は甲乙丙の分課から庶務・受付・会計・図書・校正の五掛に変更された。「府県史」担当掛は明示されないが、文書の受付は受付掛、それ以外は庶務掛の管轄と推定される。第一局掌記に十二年五月から土岐恭も追加された。

明治十四（一八八一）年十二月、修史館の職制・編修規則が改定された。漢文編年体の正史「大日本編年史」編纂が優先され、「復古記」等の同時代史編纂は一時中断されるが、監事の長松幹の嘆願により明治十五（一八八二）年六月から「復古記」編纂は再開された。この改革後の「府県史」に関する文書往復には、第一局の平尾、土岐と、監事の長松幹、巖谷修の印がみられる。長松や巖谷は「復古記」編纂に関与したため職

制からは特定できないが、文書形式から「府県史」編纂の管理業務は第一局が担当し続けたと判断できる。

以上を小括すると、歴史課では記録局時代から長松幹歴史課長とともに「復古記」編纂事業に関与した官員が、各府県における「府県史」編纂を管理していた。彼らは修史部局内の記録管理担当の官員であり、修史部局が編纂を行わない「府県史」をその職掌から掌ったとみられる。修史局・修史館においても、「府県史」は時期的には同時代史編纂担当掛の所管であるものの同掛による編纂はなされず、記録管理担当者が管理業務を行った。そして三（二）で後述するように、明治十八年六月に各府県における編纂が停止されると、修史館の同時代史編纂担当掛が「府県史」を編纂することとなる。

## （二）「府県史」編纂管理業務の概要

修史部局による「府県史」編纂管理業務について、章程・規則類には前述の十二年一月七日「第一局掌記事務取扱規則」に第一局甲が「府県史往復及ヒ稿本ヲ整理シ保存スルコト」と定められるのみである。本項では「修史局・修史館史料」の簿冊を用いて実態面から管理業務を考察する。併せて、各府県における編纂過程を分析する際に有用な「府県史」に関する史料の性格を解題的に提示したい。

明治七年十一月の「歴史編輯例則」は、「府県史」を編纂する対象時期・事項・方法を定めた。<sup>32</sup>このうち第六則・第七則に編纂方法について以下の規定を設けた。

第六則 一般ニ調査編輯勿論ナレトモ漸次ヲ以テセサレハ成功至リ難キニ付、便宜ニ着手シ稿本成ニ随テ之ヲ差出スヘシ、若シ体裁可ナラサル所アレハ、第七則ニ依リ歴史課ヨリ直ニ推問スヘシ。

第七則 編輯主任者ノ姓名、歴史課ヘ差出シ置ヘシ、検討諮詢ノ件

ハ其事柄ニ依リ、主任ノ名宛ヲ以テ直ニ歴  
史課ヨリ往復スヘシ。

府県は編輯主任者の姓名や、編纂した稿本をその都度修史部局へ提出すること、修史部局と府県との間で稿本の体裁や内容に関する伺・指令の往復を行うことを規定した。この例則に従って、府県からは主任姓名届、稿本、編輯体裁の伺届が出され、修史部局は指令を発した。

修史部局の「府県史」管理担当の官員は、右の通り府県と往復した文書を、年月日順の往復目次一覧表に記録した。二(一)で詳しく分析するように、明治七年十二月十三日から十三年三月三十日までの分が確認できる。

府県との往復文書は、稿本を除き、府県毎に「○県(府)史往復書」と題する簿冊(以下、「府県史往復書」と総称する)にまとめ管理した。府県からの伺に対する修史部局の指令案は朱筆で記される。これらの簿冊には往復目次一覧表がない十三〜十八年の文書も含まれる。表一に、「修史局・修史館史料」に残る「府県史往復書」の簿冊の一覧を示した。表紙の朱書の番号から、第一〜十七号にあたる三府開港場・関東・近畿の諸県の「府県史往復書」も作成されたが、後年一括して失われたと推測される。「府県史往復書」の簿冊は、府県の統廃合に応じて作成・解体された。一例として、明治四

表一 「修史局・修史館史料」中の「府県史往復書」簿冊一覧

請求記号	書名	期間	丁数	表紙の朱書
01-178	岐阜県史往復書	明治8年1月~16年3月	61	「第十八号」
01-138	長野・筑摩県史往復書	明治8年1月~18年7月	43	「第十九号」
01-001	宮城県史往復書	明治7年11月~18年7月	26	「第二十号」
01-168	福島・磐前・若松県史往復書	明治7年12月~18年6月	41	「第二十一号」
01-164	岩手・磐井県史往復書	明治9年1月~18年6月	19	「第二十二号」
01-166	青森県史往復書	明治8年3月~18年8月	52	「第二十三号」
01-173	山形・酒田・鶴岡・置賜県史往復書	明治7年12月~18年7月	76	「第二十四号」
01-157	秋田県史往復書	明治8年1月~18年8月	67	「第二十五号」
01-146	福井県史往復書	明治14年11月~18年8月	20	「第二十六号」
01-145	石川県史往復書	明治7年12月~18年6月	89	「第二十七号」
01-175	富山県史往復書	明治16年8月~18年8月	16	「第二十八号」
01-176	鳥取県史往復書	明治15年9月~18年8月	12	「第二十九号」
01-174	嶋根・浜田県史往復書	明治8年1月~18年8月	74	「第三十号」
01-144	岡山・北条県史往復書	明治8年1月~18年8月	78	「第三十一号」
01-165	広島県史往復書	明治7年12月~18年6月	101	「第三十二号」
01-002	山口県史往復書	明治8年8月~18年9月	10	「第三十三号」
01-162	和歌山県史往復書	明治7年12月~17年1月	56	「第三十四号」
01-163	徳島県史往復書	明治13年11月~18年7月	9	「第三十五号」
01-160	愛媛・名東県史往復書	明治8年1月~18年9月	54	「第三十六号」
01-161	高知県史往復書	明治7年12月~18年8月	36	「第三十七号」
01-171	福岡・小倉・三潞県史往復書	明治8年4月~18年1月	28	「第三十八号」
01-172	大分県史往復書	明治7年12月~18年8月	81	「第三十九号」
01-167	佐賀県史往復書	明治18年7月~9月	4	「第四十号」
01-137	熊本・白川県史往復書	明治8年1月~18年8月	37	「第四十一号」
01-159	宮崎県史往復書	明治18年7月~8月	11	「第四十二号」
01-177	鹿児島・宮崎県史往復書	明治9年4月~18年8月	25	「第四十三号」
01-152	沖縄県史往復書	明治18年7月	1	「第四十四号」
01-153	札幌県史往復書	明治16年6月~18年7月	5	「第四十五号」
01-158	根室県往復書	明治18年7月	1	「第四十六号」
01-070	開拓使史往復書	明治8年2月~10年4月	5	「号外」

出典：東京大学史料編纂所蔵「修史局・修史館史料」

年に設置され、九年に鳥根県に合併後、十四年に再置された鳥取県を取り上げる。修史局は鳥取県との往復文書を「鳥取県史往復書」に収録したが、九年の合併後に簿冊を解体し、文書は「嶋根・浜田県史往復書」に綴った。十四年鳥取県が再置されると、旧鳥取県の文書は「嶋根・浜田県史往復書」に残したまま、再置後の文書は新たに「鳥取県史往復書」に収録した<sup>(34)</sup>。

伺・指令のうち、典型的なものは「府県史指令抄録」に収録し、管理業務の先例とした<sup>(35)</sup>。この簿冊には現在「府県史往復書」の残存しない府県との伺・指令も含まれる。また往復文書のうち、指令を発するに至らない主任姓名届や稿本提出に対しては受領通知を発した。これは「府県史往復書」とは別の「使府県史往復領収」の簿冊に綴った<sup>(36)</sup>。受領した稿本は、一覧表を作成して管理した<sup>(37)</sup>。

文書の往復だけでなく、府県から編纂担当者が上京し、「府県史」を管理する官員と面会する場合もあった<sup>(38)</sup>。史料上確認できる範囲で、明治九年は延べ四十八件、十年は延べ二十四件、十一年は延べ十一件、十二年は延べ十件と、年々回数を減らしながらも面会がなされた。その際には伺や稿本への指令を対面で行い、申出があれば体裁の整った他府県の稿本（神奈川県・静岡県など）を借覧・謄写させた<sup>(39)</sup>。

最後に、修史部局の記録管理制度全体から付言しておく。修史部局では一般に、府県との往復文書は「府県往復」の簿冊に内容・府県を区別せず収録していた。府県別の簿冊や管理業務に即した往復一覧表等は、「府県史」のほかにはみられない<sup>(40)</sup>。このことは、府県に編纂を委ねる「府県史」編纂事業において、伺・指令や稿本といった往復文書の管理がとりわけ重要であったことを物語るだろう。

## 二、伺―指令関係にみる「府県史」編纂の進展

### (一) 「府県史」関係往復文書の数量的把握

前節で考察したように、明治七年十一月の太政官達第一四七号「歴史編輯例則」によって、府県と修史部局の間に伺―指令関係が結ばれた。しかし例則の定める事項が抽象的であったため、府県から伺が相次ぐ事態が生じた。この伺―指令関係について、太田富康氏は「各府県が歴史課（修史局・修史館）への照会や他府県の稿本を参照するなどの過程を経て、編纂方針や凡例を作成していったことが想定される」と各県の関係史料をもとに論じている<sup>(41)</sup>。本節はこの過程について修史部局側から再考したい。まず、一（二）で述べた明治七―十三年三月の往復目次一覧表と各「府県史往復書」を対照し、伺―指令関係の全体像を把握する。表二は、往復目次が存在する期間の目次と各「府県史往復書」を対照した表である。

各「府県史往復書」は表一で示した通り三十使府県分が残存し、表二に示した通り約六割、伺・指令に関しては八割弱を確認できる。

まず全体に占める件数から傾向を述べたい。往復は歴史課・修史局・修史館で月平均二十七件↓十八件↓八件と徐々に減少する。延べ件数に占める各項目の割合をみると、編纂開始当初は主任姓名届が多く、それに対して編纂が進むにつれ稿本提出が徐々に増加した。伺・指令の合計は、歴史課時代は約六割、修史局時代は約五割、修史館時代は三割強と、漸減するが絶えないという趨勢であった。往復目次のない明治十三年四月―十八年までについても「府県史往復書」から見ると、同様の傾向にあった。

各種別の状況を述べる。稿本を八年末までに一度でも提出したのは二十六府県と、四割に満たなかった。主任姓名届は、八年末までに四二府

表二 明治七～十三年府県史関係往復目次・各「府県史往復書」対照表

請求記号	期間	目次計	確認	延べ計	確認	稿本	確認	姓名	確認	伺届	確認	指令	確認	分類	確認
01-067	明治7年11月～8年4月	100	72	159	130	18	14	44	24	41	37	46	45	10	10
01-065	明治8年5月～8年12月	110	67	137	92	33	20	20	13	35	27	31	18	18	14
01-066	明治9年1月～9年12月	207	129	240	161	62	32	25	11	66	56	49	42	38	20
01-068	明治10年1月	10	8	10	8	7	6	1	1	0	0	2	1	0	0
01-069	明治10年2月～11年12月	183	90	185	92	120	55	10	7	32	18	23	12	0	0
01-068	明治12年1月～13年3月	104	56	105	56	54	29	8	4	20	12	22	11	0	0
	総数	714	422	836	539	294	156	108	60	194	150	173	129	66	44
	確認できる割合		59%		64%		53%		56%		77%		75%		66%
歴史課	明治7年11月～8年4月	100	72	159	130	18	14	44	24	41	37	46	45	10	10
	延べ件数中の割合				11%			28%		26%		28%		6%	
修史局	明治8年5月～10年1月	327	204	387	261	102	58	46	25	101	83	82	61	56	34
	延べ件数中の割合				26%			12%		26%		21%		14%	
修史館	明治10年2月～13年3月	287	146	290	148	174	84	18	11	52	30	45	23	0	0
	延べ件数中の割合				60%			6%		18%		16%		0%	

出典：東京大学史料編纂所所蔵「修史局・修史館史料」01-065「使府県誌往復」、01-066「使府県往復目次」、01-067「国史編輯二付往復」、01-068「使府県往復目次」、01-069「使府県誌往復」、表一の各「府県史往復書」、01-078「府県史指令抄録」から作成した。

註：「修史局・修史館史料」01-065～069に記載される往復目次の件数を目次、そのうち複数の内容が含まれる件は延べ件数として計上した。それらと各「府県史往復書」の文書を年月日・内容から対照して比定できるものを確認とした。稿本：稿本進達、姓名：主任姓名届、伺届：体裁伺、諸届、指令：修史部局の指令、分類：修史部局からの分類細目送付を指し、延べ件数をもとに計算した。

県と七割弱が提出した。伺について、八年末までに四十府県が出していた。明治九年の府県統廃合によって三府五九県から三府三五県となったこともあり、ほとんどの県は九年までにいずれかを一度は提出している。修史部局の指令は、簡単な伺に対しては受付後一、二週間で応じたが、最長で二か月かかる事例もみられた。

## (二) 「歴史編輯例則」に対する府県の反応

続いて、まずは最も伺・指令の割合が高い歴史課の時期のうち、内容が確認できる三十七件の伺を主要な事例に分けて検討する。

まず、編纂対象時期について、「歴史編輯例則」は立庁日から明治七年十二月、立庁以前の幕府・大名・旗本領時代、他管合併以前の時代、明治八年以後の四つを挙げており、そのうち「立庁ノ日」とはいつを指すかが問題とされた。直轄府県の設置、戊辰戦争後の新封下賜、廃藩置県後の県庁設立日など、府県によって異なる廃置事情に由来する。一例として宮城県の場合は、県庁設立日か、明治元年十二月の伊達家新封下賜か、または「維新ハ乃慶応三丁卯年十二月ニ可有之、然ラハ其時ノ伊達家旧藩之事へ廻り叙記不仕候得ハ不相成儀ニ候哉」と尋ねている。歴史課の指令では、県庁創置の日を指し、廻り記載する必要のある事項は維新前も記述するよう指令した。「歴史編輯例則」の達文では「維新以來地方施治沿革」を記録することを目的に掲げており、これも府県を惑わせたと思われる。「維新」観の違いが反映されるこの事例のように、例則において特定の年月日を基準にすると府県の事情を酌めないため、語句解釈を統一しなかったのである。

ついで、例則の定める対象事項それ自体が例とするに足りない問題が挙げられる。府県からは例則第一〜五則に示された対象事項に関して伺が相次いだ。それらの単発的な伺ではなく、詳細な分類の基準を求め

る府県もあった。例えば島根県は「今般御達ノ例則ノミニテハ耽ト解シ兼候処此余書式等ノ御定モ有之候義ニ候哉」と、「分類叙記」する参考となる書式があるか尋ねた上で、自ら立てた分類を歴史課に伺った。

こうした伺に対し歴史課は、基本的には前述の立庁日の事例のように伺と一対一の指令を出したが、稿本や自ら作成した分類を提出してきた府県に対しては、より詳しい分類事項の定義を示していた。例えば、稿本を提出した置賜県には稿本の返却と併せて分類事項の定義を、分類を示した浜田県には付箋でその修正を指示した。

また、史料が散逸して存在しない場合、当時の担当者への聞き取り調査を依頼することもあった。長崎県の場合、「其比藩務ニ従事イタシ候者へ検討推問其記憶等ニテモ取調候上例則ニ編入」する旨を伺い歴史課の承諾を得た。京都府は、太政官東京移転で府庁設立当初の書類を持たないことを理由に指揮を仰いだ。歴史課は、府庁設置日より編纂を始め、書類を受け継いだ件はそれ以降を記載し、重要な事項についてはそれ以前の当初からの詳細を記載するよう指示した。

「府県史」に先立って布告されていた地誌編纂との関係も問われた。広島県の例では、歴史編輯例則に地誌に関する例則が付随しないため、以前の地誌に関する陸軍省達を踏まえるべきか、別に指示が出るのかを伺った。その結果、歴史については例則に従い着手し、地誌については内務省地理寮地誌課に問い合わせるよう指令した。

## (三) 分類細目の通達

前項で述べた通り府県からの伺が相次ぎ、明治八年九月地誌課の修史局合併以前の四月頃から「第一分類細目」、以後の十月頃から「第二分類細目」の二度、編纂事項の分類基準を示したことが指摘されている。

本項では往復目次から分類細目の通達傾向を検証し、分類基準に対する

修史部局の思惑を考察する。

「第一分類細目」は、大きく県庁・制度・政治・県治の四部と附録からなり、更にその下に類目を設けた。その通達傾向を確認すると、八年三月三十一日の磐前県を皮切りに、四月二日和歌山、四日愛媛、青森、若松、十九日北条、二十日大分、二十二日置賜の各県に指令したことが分かる。<sup>52)</sup> いずれも、三月から四月にかけて歴史課に稿本を進達し体裁を伺った県であった。一方、同時期に編纂事項に關してのみ伺った県へはその指令のみ達し、「第一分類細目」を示していない。<sup>53)</sup> また、太田氏が指摘する通り、「第一分類細目」は府県に通達される時期によつて、例えば三月末の磐前県と七月の三重県とは、微妙に内容を異にした。以上の点を踏まえると、前項で言及した分類事項の定義に關する指令が、三月末に「第一分類細目」に發展し、四月の修史局への改組後も徐々に形式の洗練が図られたといえよう。

では、なぜ分類細目を「歴史編輯例則」を達した当初から設定しなかったのか。三重県の伊東祐賢権中属が八年七月二日修史局へ出頭した際に、「第一則ニテハ汎然タルモノ故、原来雛形ヲ以御達可相成筈ナレト、自然之ニ拘束シ編輯ノ要ヲ失シ候テハ不宜、因テ畢竟見込ノ雛形ニ候得共、為参照持帰り可申」と、応接した本局幹事の下条元春が述べている。これによれば修史部局としては、通達した雛形に編纂内容が拘束されてしまふことを恐れたという。一方、実態としては、稿本を提出したり自ら分類を示したりと編纂に積極的な姿勢を見せる府県に限って、「第一分類細目」を渡していた。修史部局としては、分類細目について編纂内容の形骸化を危惧する反面で、伺・指令を通じてより良い基準に洗練されることを期待していたと思われる。<sup>55)</sup>

しかし、八年九月に地誌課が修史局に合併され、その翌十月新たに「第二分類細目」が作成された。十月十七日島根県宛が最初の事例で、八年

に十一件、九年に三八件が（うち二月十八・十九日に十一件、四月二十八・二十九日に十九件が一齐に）通達された。指示と「第二分類細目」からなり、指示は「第一分類細目」の通達の有無により二通りあった。通達済の府県への指示では、「歴史編輯例則」頒布後、各府県の分類体裁に異同があるため「第一分類細目」を立て質疑に答えたが、このたび地誌課を合併したので地誌関係の部分を除き、新たに「第二分類細目」を送ること、編纂済の分は体裁が整っていれば敢えて作り直す必要はないことを伝えた。<sup>57)</sup>

「第二分類細目」は、政治部・制度部の二部と附録から構成される。「第一分類細目」と比べて細目の構成が変化したほか、各類目に逐条的な説明が加わった。この説明と各「府県史往復書」を比較すると、それまで個別になされた伺・指令の内容を整理し、「第二分類細目」に盛り込んで全府県に一律に示したといえる。更に「第二分類細目」は府県において適宜条目を追加することを認めている。「第二分類細目」の通達は、直接的には地誌課の合併を契機とするが、それ以前の伺・指令が背景にあり、伺・指令を通じて府県別の事情を汲み取る姿勢は放棄されていなかった。以後、「第二分類細目」を基準に府県での編纂が進み、現在の「府県史料」の大部分がこの構成を有する。では、こうした伺・指令を通じて編纂管理や、修史部局の思惑は、どのような顛末を迎えたのだろうか。

### 三、府県からの稿本進達の停滞と編纂事業の停止

#### (一)「府県史」編纂経費と稿本の督促

本節では、伺・指令を通して府県が限られた経費内で「府県史」を編纂・進達できたのか、修史部局の側から考察する。

はじめに「府県史」編纂経費について整理したい。明治七年十一月十日太政官達第一四七号「歴史編輯例則」により、「府県史」編纂経費に



は「皇国地誌」も含めた史誌両般の費用として、一県あたり一年に七百円が大蔵省から府県に支給される旨が定められた。<sup>(58)</sup> 八年六月五日に「皇国地誌編輯例則」が公布され、実際に地誌の編纂も開始された。<sup>(59)</sup> 府県からは、その経費内で史誌編纂にかかる官員月給、旅費、用度代を賄うのは困難だとして経費の増額伺が相次ぐが、いずれも太政官に却下された。<sup>(60)</sup> 例外として、開拓使定額金内から史誌編纂経費を追加支出することを伺った開拓使については聞き届けられた。<sup>(61)</sup>

明治九（一八七六）年には、三府五十九県から三府三十五県へと大規模な府県統廃合が行われた。これは難治県排除、府県経費の節減を目的とし、府県の規模（財政・領域）を拡大させた。<sup>(62)</sup> 府県別に編纂される「府県史」もその影響を受け、特に管轄地の拡大した県から経費増額が要請されたが、これらも太政官に否決された。その理由は、管轄の大小にかかわらず七百円の定額としたので、廃止した府県の経費を合併後の府県の分に据え置きたいとするものだった。<sup>(63)</sup>

しかし府県からの伺を受け、九年九月修史局は「県数従前之半ニ相成、随テ管地致倍加」、成功を期し難いことを理由に、経費を一年千円に増額することを伺った。これに対し大蔵省は、八月に廃止された十四県分の九八〇〇円を分ける名目で一府県あたり二五〇円増額し九百五十円とすることを提案し、十月に太政官の決裁を得た。<sup>(64)</sup>

経費増額を受け、十月二十一日、修史局は太政官第一科に対し、稿本未提出の府県への督促を要請した。これは修史部局による初めての「府県史」編纂督促の指令である。ただ、府県は事情を伝え提出猶予を願いだした。例えば長野県は、中野騒動による県庁・書類焼失、その後の県庁移転による書類の錯雑を編纂が遅れた原因と述べる。<sup>(65)</sup>

修史館へ改組後の明治十年二月には、主任姓名届・稿本を未だ提出しない兵庫、茨城、長野、鹿児島等の四県について、大蔵省に編纂経費

を支給しているか確認した上で督促を指令した。<sup>(67)</sup> これに対し三月六日長野県、七日茨城県から回答があり、稿本は五月十五日に長野、十一月九日に兵庫、十一月七日に茨城県から提出された。<sup>(68)</sup> しかし、西南戦争の戦禍にあった鹿児島県からの最初の稿本提出は、明治十五年まで遅れることとなる。<sup>(69)</sup>

このように、修史部局は編纂内容に関する伺・指令だけでなく、経費を確保した上で稿本の督促を行い「府県史」編纂を進ませようと試みた。しかし、こうした編纂管理は必ずしも実を結ばなかった。

明治十六（一八八三）年二月、修史館は二十一の府県に対し稿本提出を督促した。「明治七年以前該類目中完備不致分有之、本館整理上甚差障候条」と、「本館整理上」が具体的に何を指すかは不明だが、未提出の明治七年までの「府県史」を十六年七月を期限に提出することを指令した。<sup>(70)</sup> しかし、各府県は提出猶予を願ひ出て、例のごとく旧県合併分の困難や、県庁における書類の不備や散逸をその理由とした。

「府県史」編纂停滞の背景には、府県がたびたび要請していたように、限られた経費内での史誌編纂の困難が挙げられよう。しかし、「歴史モ亦今日編輯不仕候テハ、地方ノ沿革藩県廢置等其事績遂ニ不可考様可相成ニ付」として「府県史」編纂を計画した修史部局にとって、編纂の停滞や、猶予理由に挙げられた府県庁における書類の不備・散逸は、その目的に反する事態であった。修史部局は、「府県史」による地方の沿革や藩県廢置の把握が現状のままでは困難であることを認識しただろう。

翌明治十七（一八八四）年五月、修史館と内務省は、各府県における「府県史」「皇国地誌」編纂を停止し、それぞれ修史館・内務省において編纂を継続することを太政官へ上申した。<sup>(71)</sup> 修史館の上申理由には、編纂の遅れ、編纂された稿本の不完全さに加え、「或ハ今日ニ至リ尚例則ノ質疑ヲナスノ類往々之アリ」という文言がみえる。二（一）表二につ

いて確認したように、二度の分類細目が出た後も内容に関する伺・指令は漸減はしても絶えることはなかった。伺・指令による編纂管理の限界から、「到底全備ノ日ヲ知ル可ラス」との認識に至り、修史館における編纂を求めたと思われる。

同様に府県に編纂を委ねていた地誌についても、「往復数次ニ及ぶ編纂管理の困難が指摘され、「郡区誌」は十四パーセント、「町村誌」は十五パーセントのみと、「府県史」以上に編纂が停滞していた。両上申は七月に容れられ、府県での編纂を十七年度までで停止し、明治十八年七月からそれぞれ修史館、内務省で編纂することが決まった。

決定は八月に全府県へ通達され、十八年度に成稿と未成稿の材料諸記録類をまとめて引き継ぐことを予告した。十八年七月、各府県に引き継ぎ史料を修史館へ送付、または引き継ぎに修史館員が出張する旨を指示した。<sup>(73)</sup>これ以降、修史館での「府県史」編纂が開始される。

## (二) 修史館での府県史料編纂

明治十八年度の修史館における「府県史」編纂は、従来「府県史」編纂を管理していた第一局の官員ではなく、府県における編纂を補続するという名目で第三局四部が担当した。第三局四部は設置当初は編年史を、十五年後半期より「復古記」を担当した部局である。十八年前半は編修副長官重野安禪、掌記沢渡広孝、高橋秀好、小川長和、繕写豊原資清、検閲に監事巖谷修、副監事丁野遠影、「明治史要」担当の鈴木大が所属した。<sup>(74)</sup>「府県史」編纂にあたったのはそれまで在籍していた沢渡広孝、高橋秀好<sup>(76)</sup>に加え、十七年に採用された御用掛守永宗<sup>(77)</sup>、黒田益男<sup>(78)</sup>、十八年に採用された四等編修官猪野中行、六等掌記広田彬、御用掛松本謙、松田謙三<sup>(82)</sup>、阿多流<sup>(83)</sup>で、沢渡と猪野が主務にあたった。「復古記」編纂を担当していた官員の一部が「府県史」編纂に回るとともに、府県から引き継いだ

「府県史」編纂経費をもとに新たに編纂人員を雇ったと考えられる。<sup>(84)</sup>履歴から推察するに、彼らの多くは漢学や歴史編纂に秀で、「府県史」編纂の即戦力として採用されたと思われる。

「府県史」編纂の手始めとして、修史館第三局四部は「各府県ノ史稿ヲ検査」した。<sup>(85)</sup>八月以降、沢渡広孝が進達された稿本を調査し、官員に二県ずつ編纂担当を割り振った。修史館で編纂すべき分として、七年までは前項でみた催促の甲斐あつてか鹿児島一県のみとされたが、年度が下るごとに未完分が増加していたことが分かる。<sup>(86)</sup>

ついでそれを踏まえて「材料採集ヲ以テ第一著手ト為シ、僚属ヲ官省ニ出張セシメ、就キテ公文ヲ謄写」する作業が進められた。各省庁には、太政官(八〇九月)、内務省(八〇十二月)、大蔵省・農商務省・工部省・文部省(八〇十二月)、司法省(八〇十二月)へ、官員が書類の借用や、謄写のために写字生を連れて出張した。<sup>(87)</sup>府県に対しては十月以降、刊行された布達書等の提出や、文書の借用を求めた。<sup>(88)</sup>

この過程で得た書類をもとに、修史館において稿本が編纂された。編纂の方針は、府県からの稿本の体裁の補正よりも、進達されず欠けている時期の稿本を補うことが優先された。<sup>(89)</sup>考課表の「史料分纂表」によれば、十八年度には十一府県百四冊分が編纂された。現存する「府県史料」では、黒色の修史館野紙からなり、簿冊冒頭に編纂担当者名が書かれていて判別できる。一方で、これら以外の府県についても赤色の修史館野紙からなる「府県史料」稿本が存在するが、こちらは前者のように整序されておらず編纂者名を欠く。おそらく、前者は考課表に記載された通り十八年度までに簿冊編纂まで完了した分で、後者は「材料採集」したものを雑綴するにとまった分だと思われる。<sup>(91)</sup>後述する引き継ぎ時の目録では、前者を「史稿」、後者を「材料」と称している。<sup>(92)</sup>

また、修史館では編纂とは別に、「府県史」稿本を各省に借覽させて

いた。十八年六月に農商務省は「各府県農商工二関スル既往之事跡調査致候二付、貴館御編修之府県史中右事業ニ関スル部分参考之為御借用致度」と、十府県の稿本を借覧した。文部省も同九月「貴館御蔵書之内名東史学制ノ部外十七種当局ニ於テ編史参考之為メ借覧」した。<sup>(93)</sup>「府県史」稿本は「大日本農史」や「教育沿革史」といった、各省における様々な沿革調査に利用されたことが想定される。

以上のように、修史部局は何・指令を通じた「府県史」編纂管理の限界から、明治十八年度より「府県史」編纂を直接行うようになった。新たに官員を雇い、各省の史料収集を開始するなど、旺盛な編纂作業を試みたといえる。しかし十九年一月九日に修史館が廃止され、「府県史」編纂事業も停止された。府県からの稿本や、修史館がまとめた稿本・材料は、内閣記録局に引き継がれることが決まった。<sup>(94)</sup>残務整理として、十八年度中にまとめられていた前述の「史稿」に加え、「材料」も簿冊に綴じられ、府県が提出した稿本とともに十九年十一月十五日に移管された。<sup>(95)</sup>大正三（一九一四）年、内閣記録課は「府県史」稿本を庶務掛から内閣文庫を所管する図書掛の管轄に移し、<sup>(96)</sup>これが現在国立公文書館が所蔵する「府県史料」となった。

#### おわりに

本稿は明治七年から十八年にかけて行われた「府県史」編纂事業を、修史部局における編纂管理業務に着目して考察した。

「府県史」は編纂を修史部局で行わず府県に委ねる手法をとったため、修史部局では府県における編纂を管理する業務が必要とされた。それを担ったのは、修史部局内で編纂自体に携わらず、行政文書の作成・管理や史料・図書の収集・保存といった記録管理を担当する官員であった。具体的には、歴史課では幹事掛・受付掛、修史局では本局（総局）幹事、

修史館では第一局の掌記兼幹事（明治十年一月～十一月）、掌記（十年十一月～十二年一月）、掌記甲（十二年一月～十二月）、庶務掛・受付掛（十二年十二月～）が「府県史」管理業務を掌った。一方、「府県史」は対象とする時代からいえば、「復古記」などの同時代史を編纂する掛の所管でもあった。そのため、明治十八年六月に府県における編纂が停止されると、修史館において「復古記」編纂を担当していた第三局四部が七月から「府県史」編纂に携わることとなった。

府県における「府県史」編纂は、往復文書によって管理された。府県から編纂主任者の姓名を修史部局に届け出させ、提出された稿本や編纂内容に関する伺に対し、その人物との間で指令をやりとりした。修史部局では「府県史」について、文書往復の一覧表や府県別の「府県史往復書」、典型的な指令の抄録集を作成しており、多くの府県との文書往復を伴う「府県史」に関してこうした記録の管理が何より重要であった。

「府県史」の編纂内容は明治七年十一月の太政官達第一四七号「歴史編輯例則」を基本とし、疑問点に関しては府県が伺い、それに修史部局が指令する形をとった。修史部局は府県が積極的に例則を解釈して編纂を進めることを期待し、その過程で出た疑問点の伺に適宜指令することで稿本の体裁を整えようと試みた。「府県史」編纂は、明治政府により設置された府県を対象とする前例のない編纂事業であり、修史部局も当初から確固たる見通しを持っていたわけではなからう。府県との伺・指令を通じて、修史部局は何をどのように編纂すべきかを洗練させていったと思われる。修史部局は例則を補うための編纂基準として、明治八年三月以降「第一分類細目」、十月以降「第二分類細目」を各府県に通達した。これは体裁の統一を図るものであったが、内容はそれまで個別になされた伺・指令の内容を整理したもので、適宜条目を補うことも認めていた。分類細目の通達は、個別の伺・指令による編纂管理の限界

という側面とともに、伺・指令を通じた編纂基準の洗練の到達点という側面もあったといえる。

しかし、限られた経費内での「府県史」編纂は、府県にとって難事であった。修史部局の督促に対し、府県は県庁における書類の不備・散逸を理由に編纂猶予を求めた。だがこれは、地方の沿革や藩県廃置の事情の逸失を避けようと構想された「府県史」の目的に背馳する事態であった。伺・指令による編纂管理の限界を認識した修史部局は、府県に編纂を委ねず、修史部局自らが「府県史」を編纂することを提起した。

こうして明治十八年七月から、修史館における「府県史」編纂が開始された。修史館は従来各府県に割り当てられていた編纂経費を引き継ぎ、それを元手に編纂要員を雇った。各省庁や府県の文書を謄写・収集するなど活発に作業は進められたが、十九年一月に修史館が廃止されたこと「府県史」編纂は断絶した。

最後に、修史部局による管理業務を考察したことでみてきた、「府県史」編纂事業の同時代的意義について展望を示したい。

第一に、地方史誌編纂における「府県史」の過渡期性が指摘できる。近世期とくに十九世紀における史誌編纂の活発化は指摘されて久しい。<sup>(97)</sup>一方で近代の自治体史の系譜に、「府県史」「皇国地誌」、明治三十四（一九〇一）年から始まる『大阪市史』、明治末から昭和期にかけての郡町村誌の画期をみる議論もある。<sup>(98)</sup>本稿ではわずかに言及しただけだが、府県では「府県史」と「皇国地誌」は編纂経費を共にし、史誌編輯掛といった名称の同一部局が編纂した。既に各地の「府県史」編纂史の研究で断片的に指摘されているが、修史部局に届けられた編輯主任者名をみると、近世期に藩史や藩撰・民撰地誌など何らかの史誌編纂に関与した人物や、あるいは明治期に自治体史の編纂に関与した人物が散見される。<sup>(99)</sup>府県における編纂者の来歴を確認することは、「府県史」や「皇国地誌」

を近世来の地方史誌編纂の過渡期として、あるいは近代の自治体史の起源として位置付ける手がかりとなるだろう。

第二に、明治政府の記録に占める「府県史」編纂の位置を、稿本の利用について述べたい。三（二）で言及したように「府県史」の稿本は農商務省、文部省による沿革調査に利用された。こうした利用の詳細を追うことで、政府にとって「府県史」編纂が有した意義を見積もることができよう。

一方で、「府県史」編纂が中止された背景として、「府県史」の意義の低下も想定される。修史館の廃止は内閣制移行に伴う文書行政改革に起因するが、それに伴い明治十九年三月、内務省による全国記録文書保存政策も廃止された。<sup>(100)</sup>これは府県・官庁が保存する文書の目録を内務省へ提出させる政策だったが、「之ヲ進達セサルモ敢テ事ニ妨ケナク、反テ進達スル庁ニ於テハ之カ為メニ多少ノ煩アラシク、畢竟當時必要ト認メタルモ今日ニ於テハ之カ供用ノ効用ヲ見サル」との理由から廃止された。<sup>(101)</sup>また、「府県史」が編纂された明治前期は、政府の省庁や各府県において統計的事項が整備されていく時期にあたる。「皇国地誌」に関して、そうした統計の整備が行政事業としての地誌編纂の意義を失わせたとの推察もなされている。<sup>(102)</sup>こうした隣接分野の事例も踏まえて「府県史」の利用実態を考察し、明治政府や府県にとって「府県史」編纂事業が有した意義を解明することを今後の課題としたい。

#### 〔註〕

（一） 本稿は、明治五年十月太政官正院に置かれた歴史課、明治八年四月改組された太政官正院修史局、明治十年一月設置の修史館（明治十九年一月）を修史部局と総称する。

（二） 太田富康『近代地方行政体の記録と情報』（岩田書院、二〇一〇年）

二五五頁が指摘するように、大正三(一九一四)年の内閣文庫移管時に「府県史料」と総称された。本稿も太田氏にならない、現在国立公文書館に所蔵される史料群を指すときは「府県史料」、当時の名称としては「府県史」を用いる。

- (3) 「歴史課事務章程」、「太政官沿革志三十一 修史館事務章程」国立公文書館、単01438100。同館所蔵史料には請求記号を付す。
- (4) 『内閣文庫所蔵府県史料マイクロフィルム版解説・細目』(雄松堂フィルム出版、一九六二年)。改訂後、福井保「『府県史料』の解題と内容細目」(『北の丸』二号、一九七四年)、のち同「『府県史料』解題」(同『内閣文庫書誌の研究』青裳堂書店、一九八〇年)所収。
- (5) 前掲太田富康書、第三・六・七章、引用は二〇三頁。特に秋田・埼玉・島根・愛媛県の四県の控本を中心に立論する。同書以降の研究として、岡田昭二「明治十八年群馬県旧編輯係の史誌事務引続一件」(『双文』三一号、二〇一四年)、同「群馬県における明治前期の史誌編輯業務―庶務課編輯掛「事務章程」と「考績録」の紹介―」(『双文』三二二号、二〇一五年)、堀野周平「千葉県の府県史料編纂と佐倉」(『佐倉市史研究』二九号、二〇一六年)。
- (6) マーガレット・メレル著、千葉功・松沢裕作訳者代表『歴史と国家』(東京大学出版会、二〇一七年)第三章。
- (7) 前掲太田富康書、第六章。ただし「府県史」の所管部局・官員について、本稿は見解を異にする。
- (8) 拙稿「明治太政官期の修史部局における記録管理」(『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』一五号、二〇一九年)。
- (9) 箱石大「戊辰戦争研究の史料となった「復古記」、松沢裕作「明治政府の同時代史編纂」(箱石大編『戊辰戦争の史料学』勉誠出版、二〇一三年)。
- (10) 早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」イ一四一A四二〇五「地誌・歴史・藩史編纂二関スル編集条例並達案」。
- (11) 詳しくは拙稿「太政官正院歴史課における「府県史料」編纂事業の開始」(『東京大学日本史学研究室紀要』二〇号、二〇一六年)。

(12) 前掲「歴史課事務章程」の「各務規則」によると、歴史課は編輯掛、校正掛、幹事掛、受付掛、図書掛、書記掛の六掛に分かれていた。修史局に改組後の記録だが「修史局・修史館史料」〇三一・二〇〇「濫觴記(歴史編纂沿革)」から各課の人名が判明する。

- (13) 下条元春は長野県士族(旧松本藩)、三年十一月記録局出仕、四年九月十四等出仕復古課掛を経て歴史課に属した(「諸官進退・諸官進退状第一巻・明治四年七月九月」国立公文書館、任A00001100)。
- (14) 広瀬進一は滋賀県士族(旧彦根藩)、四年九月記録局十等出仕を経て歴史課に属し、九年五月法制局一等書記に転任した(「広瀬進一特旨叙位ノ件」叙位裁可書・明治三十七年・叙位卷十二)国立公文書館、叙00171100)。
- (15) 黒川秀波は長崎県士族、五年六月記録局出仕、十年一月廃官(「諸帳簿・記録局諸則沿革録附録一・旧局員履歴」国立公文書館、帳000064100)、文久三〜慶応四年に関する「黒川秀波筆記」著者でもある(奈倉哲三「復古記」不採録の諸記録から探る江戸情勢(二)『跡見学園女子大学文学部紀要』四九号、二〇一四年、一三三頁)。
- (16) 「修史局・修史館史料」〇一一・一六五「広島県史往復書」七年十二月十日伺を同十八日下条、〇一一・一七三「山形・酒田・鶴岡・置賜県史往復書」七年十二月十五日置賜県の稿本を同二十二日下条と広瀬、〇一一・〇〇一「宮城県史往復書」八年一月十四日伺を同二十日黒川が受け付けた事例が管見の初出である。
- (17) 以上、松沢裕作「修史局における正史編纂構想の形成過程」(同編『近代日本のヒストリアグラフィ』山川出版社、二〇一五年)。
- (18) 前掲太田富康書、二〇五〜二〇九頁。
- (19) 九年十月六日に従来の各課を局、本局を総局と改称した(東京大学史料編纂所〇一七〇一・一三三八「修史局日記」同日)。
- (20) 八木佳平は山口県平民、五年七月記録局十四等出仕、歴史課に当初より在籍した(前掲「諸帳簿・記録局諸則沿革録附録一・旧局員履歴」)。「修史局・修史館史料」〇一一・〇一四「使府県史往復領収」九年七月二十八日島根県届の受付が管見の初出である。

- (21) 「修史館年俸并編輯方法及ヒ考課表」、「単行書・官符原案・原本・第十二」国立公文書館、単00222100。
- (22) 下条は在職中の十三年七月一日病死(四等掌記下条元春病死ノ件)、「公文録」明治十三年・第三百三十五卷、国立公文書館、公0276(6100)。
- (23) 平尾旨延は新川県士族(旧富山藩)、七年六月歴史課御用掛、二十一年内閣臨時修史局廃止時に非職(東京大学史料編纂所〇一七〇―一二「修史館官員転免履歴」)。
- (24) 東京大学史料編纂所〇一七〇―一四―一一「修史館日記」十年十一月五日。
- (25) 東京大学史料編纂所〇一七〇―一九―一八「史料編纂始末 八」。
- (26) 「修史局・修史館史料」〇一―一六一「高知県史往復書」。十二年四月二十五日高知県伺への五月一日修史館指令。
- (27) 遡って修史局時代も同様に、「府県史」管理業務は本局、時代としては第三課との区分があったとも想定できる。
- (28) 東京大学史料編纂所〇一七〇―一九―一八「史料編纂始末 八」。
- (29) 土岐恭は静岡県士族、六年五月十三等出仕地誌課、八年九月地誌課合併に伴い修史局に属し、十年十二月地誌業務の内務省移管時に残務取調となった。二十六年史誌編纂掛廃止時非職(東京大学史料編纂所〇一二〇―一二〇「修史館官員履歴」、〇一七〇―一四―一二九「修史館日記」十二年五月十四日、内務省地理局文書A―〇一―「地理局地誌課職員録」)。
- (30) 前掲箱石大「戊辰戦争研究の史料となった「復古記」」。
- (31) 前掲「史料編纂始末 八」。
- (32) 『法令全書』明治七年、太政官達第一四七号(内閣官報局、一八八七年、二六三―二六六頁)。
- (33) 「修史局・修史館史料」〇一―〇六七「国史編輯ニ付往復」(歴史課、八年四月まで)、〇一―〇六五「使府県誌往復」(修史局、八年五月―十二月)、〇一―〇六六「使府県往復目次」(修史局、九年)、〇一―〇六八「使府県往復目次」(修史局、十年一月、本史料六丁のみ)、〇一―〇六九「使府県誌往復」(修史館、十一年)、〇一―〇六八「使府県往復目次」(十二年―十三年三月、本史料一―五丁)の五点。これ以降の往復目次は残存しない。
- (34) 「修史局・修史館史料」〇一―一七四「嶋根・浜田県史往復書」、〇一―一七六「鳥取県史往復書」。後者の表紙の「鳥取県」に一度消された痕跡があるように、表・裏表紙は他県の簿冊に再利用された。
- (35) 「修史局・修史館史料」〇一―〇七八「府県史指令抄録」。明治十四年三月を下限として、府県別・年代順に配列する。修史館野紙を用いており、明治十年以降に作成されたと思われる。
- (36) 「修史局・修史館史料」〇一―〇一四「使府県史往復領収」。修史局の明治八・九年分の一冊のみ確認できる。
- (37) 「修史局・修史館史料」〇一―〇七五「使府県史書目録」は歴史課・修史館の野紙を用いており当初より継続して使われたことが分かる。〇一―〇七六「府県史料進捗状況一覧」は府県別の全四十七冊からなる。〇一―〇七三「府県史成稿一覧表」、〇一―〇七四「府県史成稿一覧表」は十八年に第三局四部が整理のため作成した。
- (38) 藤田正「明治前期の「愛媛県史料」編纂過程」(「愛媛県歴史文化博物館研究紀要」二号、一九九七年)は、編輯主任梶原虎三郎の修史局への出頭、稿本提出、伺の経緯を紹介し、本稿の分析と合致する。
- (39) 面会は「府県史往復書」に記載されないが、明治九年分(七・九月欠)は東京大学史料編纂所〇一七〇―一三「修史局日記」、十―十二年分は〇一七〇―一四「修史館日記」から確認できる。延べ回数で、九年は大分十、名東八、足柄、愛媛、東京各四、千葉、栃木各三、滋賀、新潟、宮城、山口各二、石川、香川、神奈川、埼玉各一回。足柄県、大分県、栃木県は静岡県の、名東県は神奈川県と静岡県の、愛媛県は神奈川県の稿本を借覧した。十年は新潟十二、三重六、岡山四、開拓使、埼玉各一回。新潟県は神奈川県の、三重県は神奈川県と山梨県の稿本を借覧した。十一年は岡山、東京、栃木各三、新潟、兵庫各一回。東京府と栃木県は、神奈川県と静岡県の稿本を借覧した。十二年は兵庫六、秋田三、広島一回。兵庫県は神奈川、静岡、三重、広島、福島県の、秋田県は京都府と静岡県の稿本を借覧した。
- (40) 「府県往復」は「修史局・修史館史料」に四冊残存する。

- (41) 前掲太田富康書、二二九頁。
- (42) 「歴史編輯例則」の解釈は前掲太田富康書、二一六～二二〇頁参照。
- (43) 「修史局・修史館史料」〇一〇〇一「宮城県史往復書」八年一月十四日宮城県伺、同二十三日歴史課指令。
- (44) 前掲「嶋根・浜田県史往復書」七年十二月四日島根県伺。この分類は歴史課の指令で承諾を得た。
- (45) 「修史局・修史館史料」〇一七三「山形・酒田・鶴岡・置賜県史往復書」七年十二月二十七日歴史課指令。
- (46) 前掲「嶋根・浜田県史往復書」八年二月七日歴史課指令。
- (47) 前掲「府県史指令抄録」七年十二月十二日長崎県伺、同二十三日歴史課指令。ただし八年一月十日長崎県伺、同十八日歴史課指令によると、十二月二十三日の指令は「行違」があったため再度出し直された文書だと考えられる。
- (48) 同右「府県史指令抄録」八年一月十四日京都府伺、四月二十二日修史局指令。
- (49) 五年四月に陸軍省の地誌編纂、同九月正院の「皇国地誌」編纂が布告されたが、「地誌編輯例則」の公布は八年六月まで遅れた。
- (50) 「修史局・修史館史料」〇一一一六五「広島県史往復書」七年十二月二十八日広島県伺、同日歴史課指令。
- (51) 細目の詳細は、前掲太田富康書、二二一～二二四頁に譲る。「第一分類細目」・「第二分類細目」は史料用語ではないが太田氏の呼称にならう。両者の文面は差当り「三重県史料」修史閣渉書類「明治九十二年」(史誌掛)「国立公文書館、府県史料三重」で簡便に確認できる。
- (52) 往復目次等から、「第一分類細目」はその後八年七月までに石川、長崎、島根、岡山、佐賀、三重県へ到達された。
- (53) 一例として、「修史局・修史館史料」〇一一一五七「秋田県史往復書」八年三月三日秋田県伺、同二十七日歴史課指令。
- (54) 前掲「三重県史料」修史閣渉書類「明治九十二年」(史誌掛)。前掲太田富康書、二二二頁でも言及する。
- (55) なお、分類細目設定に関する外在的な要素として、大蔵省が「府県史」

- の項目中にある租税の沿革は租税寮で取り調べる旨を伺い、八年三月九日太政官達第三十一号により「詳細ノ処ハ租税寮ニ於テ可取調ニ付、例則ノ分ハ反別何程元高何程及ヒ維新以来改正ノ大概ヲ記載可致」となり、「第一分類細目」にも反映された(「国史編修ノ為メ御達條款申租税ノ儀同察ニテ叙紀差出ノ儀ニ付伺」、「公文録」明治八年・第一七九卷、国立公文書館、公01563100)。この取調は「大日本租税志」となった。
- (56) 前掲「嶋根・浜田県史往復書」、「本年五月中為参考御廻申候分類表」による稿本の検閲後、地誌課が合併したので「分類表更ニ御廻候条右ニ照準シ」編纂するよう回答した。往復目次に明記はない。
- (57) 「修史局・修史館史料」〇三三三六四「地誌課合併につき編輯例則改正の件」は修史局の文案で、実際の通達文面は字句を若干異にし、年月日、修史局長長松幹の名、宛名が入る。「第一分類細目」未通達の府県にはその存在を記載せず、同趣旨の指示を通達した。
- (58) 七年四月二十五日に「皇国地誌」編輯費七百円が決定されていた(前掲「法令全書」明治七年、太政官達第五六号、二九二頁)。
- (59) 地誌編纂については島津俊之「明治政府の地誌編纂事業と国民国家形成」(「地理学評論」七五―二、二〇〇二年)。
- (60) 栃木県五月二十二日却下(「公文録」明治八年・第二七四卷)、三瀨県六月十二日却下(同、第二七五卷)、高知県十月二十四日却下(同、第二七八卷)、浜田県十月十九日却下(同)、奈良県十月三十一日却下(同)。
- (61) 「開拓使管内史誌編輯費ノ儀ニ付伺」十二月十二日指令、「公文録」明治八年・第二二五卷、国立公文書館、公01612100。なお、一年分の経費(残余金は積み置き翌年度に組み込めた)「史誌編輯費額金ノ儀伺」二月七日指令、「公文録」明治八年・第一七三卷、公01571100)。
- (62) 大島美津子「明治国家と地域社会」(岩波書店、一九九四年、六一～六五頁)。四月十八日に十県、八月二十一日に十四県を廃止した。
- (63) 八年に小田県を合併した岡山県(「岡山県史誌編輯費ノ儀ニ付伺」、「公文録」明治九年・第二〇三卷、国立公文書館、公01934100)、九年四月に佐賀県を合併した三瀨県(「三瀨県史誌編輯費ノ儀ニ付上申」、同・第二〇二卷、公01933100)。

- (64) 「史誌編輯費増加ノ儀伺」、「公文録」明治九年・第一〇卷、国立国文書館、公01733100。
- (65) 「修史局・修史館史料」〇四〇〇七「本局各科寮往復」東京、茨城、栃木、堺、滋賀、長野、宮城、山口、福岡、兵庫、群馬、岩手、熊本、鹿児島等の十四府県を数える。
- (66) 「修史局・修史館史料」〇一一一三八「長野・筑摩県史往復書」九年十一月二日長野県伺。
- (67) 東京大学史料編纂所〇一七〇一一四一二「修史館日記」十年二月十七日大蔵省に伺い二十日回答を得て、二十二日四県へ指令した。
- (68) 同右「修史館日記」各日。
- (69) 「修史局・修史館史料」〇一一一七七「鹿児島・宮崎県史往復書」十五年十二月二十六日鹿児島県伺。
- (70) 「修史局・修史館史料」〇一一〇七七「使府県史往復雑書」。東京、大阪、神奈川、兵庫、新潟、埼玉、千葉、茨城、群馬、栃木、三重、愛知、長野、福島、山口、和歌山、大分、鹿児島、岩手、山形、福岡。同時にこの完了まで明治八年以降の編纂保留が認められた。
- (71) 註(10)に同じ。
- (72) 以下、「国史地誌編輯事業地方庁ノ分担ヲ廢シ本館并内務省ニ專任ノ件」、「公文録」明治十七年・第十三卷、国立公文書館、公03677100。
- (73) 前掲「使府県史往復雑書」。府県史料引き継ぎを名目とした第一回史料採訪については佐藤雄基「明治期の史料採訪と古文書学の成立」(前掲松沢裕作編「近代日本のヒストリオグラフィ」)。
- (74) 東京大学史料編纂所〇一七〇一九一一〇「史料編纂始末 十」一三三史料編纂始末 十三」所収、各年前後半の修史館考課表。
- (75) 以下の人物履歴は、東京大学史料編纂所〇一七〇一二〇「修史館官員履歴」、〇一七〇一二「修史館官員転免履歴」を利用。沢渡広孝は京都府士族、元年大学中得業生、五年七月記録局十四等出仕、歴史課に在籍し八年八月修史局一等書記、十年一月六等掌記。
- (76) 高橋秀好は六年歴史課写字生、十年修史館八等掌記、十九年明治史要残務、二十年北海道庁転任。著書に「新律附例解補正」がある。
- (77) 守永宗摸は旧宮崎県士族、東京府大属を経て修史館御用掛(東京大学史料編纂所〇一七〇一二「修史局職員諸届綴」十七年十月九日)。
- (78) 黒田益男は旧広島藩士、旧名益之丞(「黒田益男(広島県)」、「贈位内申書」国立公文書館、贈位00178100)。
- (79) 猪野中行は大学、正院、東京府、開拓使を経て十七年学習院教授補、十八年七月修史館四等編修官。漢学者で「北海道志」「明治字典」等の編著がある。
- (80) 広田彬は旧佐倉藩士、著書に「北総匝瑳郡野手邑内裏塚建碑私祭之記」がある。
- (81) 松本謙は埼玉県平民、十五年十二月海軍省記録課の写字生(記録課届写字生一名雇入、「原書類纂 卷六黜陟部(五)止 本省公文 明治十五」アジア歴史資料センター、C1108236600)。
- (82) 松田謙三は旧長州藩士、昌平黌出身の漢学者、群馬県師範学校教授を経て修史館御用掛。
- (83) 阿多澆は後に島津家の家史「薩藩史料」編纂者となった(寺尾美保「明治期島津家における家史編纂事業」六八―六九頁、前掲松沢裕作編「近代日本のヒストリオグラフィ」)。
- (84) マーガレット・メーレル「修史館副総裁伊達宗城宛副長重野安繹書翰二通」(「日本歴史」五〇七号、一九九〇年)は、この予算が副監事丁野遠影ら他官庁から移ってきた編纂技能のない「余計ノ官員」の高給に費やされた、との重野による批判を紹介する。
- (85) 東京大学史料編纂所〇一七〇一九一一三「史料編纂始末 十三」所収「明治十八年後半期考課表 修史館第三局四部」。
- (86) 「修史局・修史館史料」〇一一〇七一「府県史補続著手要件(府県史料引継ぎ済の調査)」、「府県史料補続スヘキ分年分ケ」として八年分は六、九年分は八、十年分は十、十一年分は十、十二年分は十一、十三年分は十二、十四年分は十三、十五年分は十八、十六年分は二十三、十七年は二十八、十八年は三十二府県分が計上されている。
- (87) 註(85)に同じ。
- (88) 「修史局・修史館史料」〇一一〇一二「府県往復」。



(89) 「修史局・修史館史料」〇三―二四七「国史編輯例則」の「府県志材料編輯順序」に詳しい。

(90) 註(85)に同じ。担当の官員名の記述がある。東京府元々十一年度十九冊、長野県八年度一冊、青森県八年度一冊、高知県十年度七冊、福井県十四〜十七年度十七冊、岡山県十六年度二冊、函館県十五年度十五冊、岩手県八年度十三冊、宮崎県九年度十一冊、山梨県十四年度十四冊、茨城県十一年度四冊。

(91) 前掲福井保「『府県史料』解題」五一―八頁は、修史館稿本に整除分と雑綴分があること、計一道二府十九県の七十冊あると述べる。

(92) 「東京外二府及四十二県ノ府県史修史局ヨリ引継ノ件」、「諸帳簿・往復簿・明治十九年・内閣記録局」国立公文書館、帳00049100。

(93) 「修史局・修史館史料」〇二―〇一一「省院使往復」。修史館が借用した簿冊も一定程度把握できる。

(94) 「府県史稿本局へ引継云々ノ件」、前掲「諸帳簿・往復簿・明治十九年・内閣記録局」。

(95) 註(92)に同じ。「史稿」の冊数も増加した。

(96) 「府県史料引継ノ件伺」、「諸帳簿・記録廃棄簿・内閣記録課」国立公文書館、帳00072100。

(97) 代表的研究に、羽賀祥二『史蹟論』(名古屋大学出版会、一九九八年)。

(98) 西垣晴次「自治体史編纂の現状と問題点」(『岩波講座日本通史別巻二』岩波書店、一九九四年)。

(99) 一例として、小林文広『平安通志』編纂と歴史学(同編『京都における歴史学の誕生』ミネルヴァ書房、二〇一四年)が自治体史の起源として指摘する『平安通志』編纂(明治二十八年)には、島根県修史科長として「島根県歴史」を編纂した湯本文彦があたった(前掲太田富康書、二二三頁)。

(100) 中野目徹「記録文書保存政策をめぐる内務省と太政官」(同『近代史料学の射程』弘文堂、二〇〇〇年)。

(101) 「八年第六十八号各庁編纂ノ記録書目毎年内務省へ送付スヘキノ達ヲ廃ス」、「公文類聚」第十編・明治十九年・第十卷、国立公文書館、類

00256100。

(102) 石田龍次郎『日本における近代地理学の成立』(大明堂、一九八四年)十八〜十九頁。

【付記】本研究は、日本学術振興会平成三〇年度科学研究費補助金(特別研究員奨励費)課題番号:18111800の成果の一部である。